

(三) 地域支援事業の見込量の確保のための方策

地域支援事業を行う者の確保に関する計画等の事業の種類ごとの見込量の確保のための方策を定めることが必要である。この場合においては、地域支援事業を行う意向を有する事業者の把握に努め、情報の提供を適切に行う等の方策が必要である。

(四) 地域包括支援センターの設置及び適切な運営

地域包括支援センターの運営に当たっては、①介護予防事業（地域支援事業における介護予防事業、予防給付に係る介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービス）に係るマネジメント、②介護給付等対象サービス、それ以外の保健医療福祉サービス、その他の各般のサービスについての高齢者や家族に対する総合的な相談・支援、③高齢者の虐待の早期発見や防止を含む権利擁護に関する事業、④支援困難ケースへの対応など介護支援専門員への支援の四事業を、地域において一体的、包括的に担う中核拠点であるという性格を十分に踏まえる必要がある。また、地域包括支援センターにおけるこれらの事業の適切な運営と、公正・中立の確保、人材確保が図られるようにするため、市町村は、地域のサービス事業者、関係団体等で構成される運営協議会を設置し、地域包括支援センターの設置及び運営に十分関与していく体制を整備することが必要である。

(五) 保健福祉事業に関する事項

第一号被保険者の保険料を財源とする保健福祉事業を行う市町村にあつては、その事業内容等について定めることが望ましい。

(六) 地域支援事業及び予防給付の実施による介護予防の達成状況の点検及び評価

各年度において、地域支援事業における介護予防事業の実施により、どの程度、要支援又は要介護状態への移行を防止できたか、

予防給付の実施により、どの程度、要介護二以上への移行を防止することができたか等の達成状況を分析し、かつ評価することが必要である。この評価については、別に厚生労働大臣が定める介護予防事業の実施に関する指針等に基づき行われることが必要である。評価に資するため、あらかじめ、①地域支援事業における介護予防事業の対象者数、②地域支援事業における各事業の実施見込量、③自然体での要介護度別認定者の見込数、④地域支援事業における介護予防事業及び予防給付の実施後における要介護度別認定者の見込数を定める必要がある。

3 介護給付に係る介護給付等対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項

指定居宅介護支援の事業を行う者が、指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスの事業を行う者と連携して、適切な居宅サービス計画を作成することができるよう、指定居宅サービスの事業、指定地域密着型サービスの事業若しくは指定居宅介護支援の事業を行う者に関する情報の提供のための体制の整備、指定居宅サービスの事業、指定地域密着型サービスの事業若しくは指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の情報の交換のための体制の整備等の指定居宅サービスの事業、指定地域密着型サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項を定めることが必要である。

なお、介護給付等対象サービスの適切な利用を促進する方策として、地域包括支援センターを中心に情報の提供並びに相談及び援助を適切に行うことができる体制の整備に関する事項を盛り込むことが必要である。

3 介護給付等対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項

指定居宅介護支援の事業を行う者が、指定居宅サービスの事業を行う者と連携して、適切な居宅サービス計画を作成することができるよう、指定居宅サービスの事業若しくは指定居宅介護支援の事業を行う者に関する情報の提供のための体制の整備、指定居宅サービスの事業若しくは指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の情報の交換のための体制の整備等の指定居宅サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項を定めることが必要である。

なお、介護給付等対象サービスの適切な利用を促進する方策として、情報の提供並びに相談及び援助を適切に行うことができる体制の整備に関する事項を盛り込むことが必要である。この場合においては、市町村における介護保険担当部局、市町村保健センター、福祉事務所等と地域における老人介護支援センター、指定居宅介護支援の事業を行う者、国民健康保険団体連合会等との間の連携に配慮して、広報の充実、相談及び援助の窓口の設置等に関する事項を盛り込むことが必要である。

4 予防給付に係る介護給付等対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項

指定介護予防支援の事業を行う者が、指定介護予防サービス又は指定密着型介護予防サービスの事業を行う者と連携して、適切な介護予防サービス計画を作成することができるよう、指定介護予防サービスの事業、指定地域密着型介護予防サービスの事業若しくは指定介護予防支援の事業を行う者に係る情報の提供のための体制の整備、指定介護予防サービスの事業、指定地域密着型介護予防サービスの事業若しくは指定介護予防支援の事業を行う者相互間の情報の交換のための体制の整備等の指定介護予防サービスの事業、指定地域密着型介護予防サービスの事業又は指定介護予防支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項を定めることが必要である。

5 市町村特別給付に関する事項

市町村特別給付を行う市町村にあつては、地域の特色に応じて、各年度における当該市町村特別給付の対象となるサービスの種類ごとの量の見込み、当該サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策等を定めることが望ましい。

6 介護給付等に要する費用の適正化に関する事項

介護給付等に要する費用の適正化のための事業を行う市町村にあつては、その事業内容等について定めることが望ましい。

三 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する基本的事項

4 市町村特別給付及び保健福祉事業に関する事項

(一) 市町村特別給付に関する事項

市町村特別給付を行う市町村にあつては、地域の特色に応じて、各年度における当該市町村特別給付の対象となるサービスの種類ごとの量の見込み、当該サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策等を定めることが望ましい。

(二) 保健福祉事業に関する事項

保健福祉事業を行う市町村にあつては、その事業内容等について定めることが望ましい。

三 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する基本的事項

都道府県介護保険事業支援計画において定める事項は、次に掲げる事項その他の別表第四に掲げる事項とする。

1 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み
老人保健福祉圏域ごとに各年度の介護専用型特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数、介護保険施設の種類の必要入所定員総数（指定介護療養型医療施設にあつては、当該指定介護療養型医療施設の療養病床等に係る必要入所定員総数）その他の介護給付等対象サービスの量の見込みを定めるとともに、その考え方を示すことが必要である。

(一) 老人保健福祉圏域を単位とする広域的調整

介護給付等対象サービス（地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスを除く。）の量の見込みについては、都道府県は市町村と意見を交換して、老人保健福祉圏域を単位とする広域的調整を図ることが必要である。この場合においては、老人保健福祉圏域を単位として介護給付等対象サービス（地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスを除く。）を提供する体制を確保する市町村の取組に協力するとともに、各年度の介護保険施設の種類の必要入所定員総数については、介護保険施設の種類の入所定員の総数の現状、介護保険施設相互間の入所定員の総数の均衡、居宅サービスと施設サービスとの間の量の均衡等に配慮することが必要である。

(二) 市町村介護保険事業計画との整合性の確保

介護給付等対象サービスの量の見込みについては、市町村介護保険事業計画における数値を老人保健福祉圏域ごとに集計して、この結果を更に都道府県全域で集計した結果が、都道府県介護保険事業支援計画における数値と一致するよう、都道府県は、市町

都道府県介護保険事業支援計画において定める事項は、次に掲げる事項その他の別表第三に掲げる事項とする。

1 介護給付等対象サービスの量の見込み
圏域ごとに当該圏域における各年度の介護保険施設の種類の必要入所定員総数（指定介護療養型医療施設にあつては、当該指定介護療養型医療施設の療養病床等に係る必要入所定員総数）その他の介護給付等対象サービスの量の見込みを定めるとともに、その考え方を示すことが必要である。

(一) 圏域を単位とする広域的調整

介護給付等対象サービスの量の見込みについては、都道府県は、市町村と意見を交換して、圏域を単位とする広域的調整を図ることが必要である。この場合においては、圏域を単位として介護給付等対象サービスを提供する体制を確保する市町村の取組に協力するとともに、各年度の介護保険施設の種類の必要入所定員総数については、介護保険施設の種類の入所定員の総数の現状、介護保険施設相互間の入所定員の総数の均衡、居宅サービスと施設サービスとの間の量の均衡等に配慮することが必要である。

(二) 市町村介護保険事業計画との整合性の確保

介護給付等対象サービスの量の見込みについては、市町村介護保険事業計画における数値を圏域ごとに集計して、この結果を更に都道府県全域で集計した結果が、都道府県介護保険事業支援計画における数値と一致するよう、都道府県は、市町村と調整することが必

村と調整することが必要である。

2 介護給付等対象サービスを提供するための施設における生活環境の改善を図るための事業に関する事項

(一) 介護保険施設その他の介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備に関する事項

今後の介護サービス基盤の整備を進めるに当たっては、住民にとって最も身近な市町村が主体となり、在宅サービス及び施設サービスのバランスを考慮しつつ、日常生活圏域において必要となる介護サービス基盤全体の整備に関する目標を立て、計画的に整備していくこととなる。

したがって、都道府県においては、その目標達成のための支援及び情報提供並びに市町村が主体となって整備すべき施設等以外の広域的な施設等の整備を行うことが必要である。ただし、市町村による施設等の整備であっても、特別養護老人ホームの設置の認可の申請があった場合、当該申請に係る特別養護老人ホームの所在地を含む老人保健福祉圏域の入所定員の総数が、当該圏域の必要入所定員総数に既に達しているとき等は、当該認可をしないことができるものとされていること等にかんがみ、都道府県の方針と市町村におけるそれぞれの目標について、事前に十分な連携を図る必要がある。

また、広域的な施設等の整備については、広域的な利用に資するものである一方、施設が設置される市町村の住民による施設利用及び費用負担の増大にもつながり得ることにかんがみ、介護保険法の規定に基づき、当該市町村の長に対し、相当の期間を指定して、市町村介護保険事業計画との調整を図る見地からの意見聴取を行い、各市町村における整備目標とその需要を十分に踏まえたものとする必要があることとなる。

要である。

2 介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備等に関する事項

介護保険施設については、その種類ごとの必要入所定員総数を圏域ごとに定めるものとされていること、その他の介護給付等対象サービスを提供するための施設についても、介護保険施設を補完する機能を有することにかんがみ、広域的観点から、その整備を推進することが求められる。このため、介護保険施設その他の介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備に関する事項を定めることが必要である。この場合においては、介護保険施設の整備については、都道府県知事は、特別養護老人ホームの設置の認可の申請があった場合において、当該申請に係る特別養護老人ホームの所在地を含む圏域における特別養護老人ホームの入所定員の総数が、当該圏域の特別養護老人ホームの必要入所定員総数に既に達しているとき等は、当該認可をしないことができるものとされていること等にかんがみ、都道府県の方針を圏域ごとに示すことが必要である。その他の介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備についても、都道府県の方針を圏域ごとに示すことが望ましい。

また、利用者がその要介護状態区分等に応じて最も適切な介護を受けることができるよう、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備を効率的に推進するために、都道府県は、第二の一の3の調査の結果等を踏まえ、当該都道府県の区域内において介護給付等対象サービスの事業を行う意向を有する事業者に対して、介護給付等対象サービスの量の見込みや介護給付等対象サービスを提供するための施設の適切な整備に関する情報を提供する等の配慮を行うことが望ましい。

(二) 個室ユニットケア型施設の整備に係る計画に関する事項

老人保健福祉圏域ごとに、施設における生活環境の改善に係る参酌標準（別表第五に掲げるものをいう。）を参考として、各年度の介護保険施設（指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設をいう。）及び地域密着型介護老人福祉施設の改修を含めた個室ユニットケア型施設の整備に係る計画を定めること。

(三) 個室ユニットケア型施設の整備の推進のための方策に関する事項

老人保健福祉圏域ごとに各年度の介護保険施設（指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設をいう。）及び地域密着型介護老人福祉施設の個室ユニットケア型施設の整備の推進のための方策を定めること。

3| 介護サービス情報の公表に関する事項

介護サービスを利用し、又は利用しようとする要介護者等が適切かつ円滑に介護サービスを利用する機会を確保するため、介護保険法第五章第九節（介護サービス情報の公表）の規定による介護サービス情報の公表に係る体制の整備をはじめとする介護サービス情報の公表に関する事項を定める必要がある。

4| 介護給付等対象サービス及び地域支援事業に従事する者の確保又は資質の向上に資する事業に関する事項

介護支援専門員その他の介護給付等対象サービス及び地域支援事業に従事する者の確保又は資質の向上に資する事業に関する事項（介護支援専門員その他の介護給付等対象サービス及び地域支援事業に従事する者の見込数を含む。）を定めることが必要である。この場合においては、介護支援専門員養成事業のほか、都道府県福祉人材センター事

3| 介護給付等対象サービスに従事する者の確保又は資質の向上に資する事業に関する事項

介護支援専門員その他の介護給付等対象サービスに従事する者の確保又は資質の向上に資する事業に関する事項（介護支援専門員その他の介護給付等対象サービスに従事する者の見込数を含む。）を定めることが必要である。この場合においては、介護支援専門員養成事業のほか、都道府県福祉人材センター事業、都道府県看護職員確保センタ

業、都道府県看護職員確保センター（ナースセンター）事業等も含め、介護給付等対象サービス及び地域支援事業に従事する者の養成、就業の促進等に関する事項を盛り込むことが望ましい。

この際、介護支援専門員については、介護支援専門員証の有効期間の更新時の研修が義務化されることを踏まえ、職能団体等との連携を十分に図りつつ、体制整備を図る必要がある。

また、介護職員については、介護職員基礎研修の創設など、養成研修が充実されていくこと、及び、認知症高齢者に対するケアやターミナルケアなどの専門性を高めるための研修やチームリーダーとなる者に対する研修などを実施していく必要があることを踏まえ、これらの研修が適切に実施されるよう、体制整備を図る必要がある。

さらに、これらの研修について、現任者が働きながら受講しやすいものとする必要がある。

また、小規模多機能型居宅介護サービスなどの地域密着型サービスについては、個別性の高いケアが求められ、より専門性が必要となるため、市町村と十分に連携しながら、サービス従事者の質の確保を図っていく必要がある。

5 介護給付に係る介護給付等対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項

介護保険施設においては、利用者がその要介護状態区分等に応じて最も適切な介護を受けることができるよう、利用者の希望を最大限に尊重しながら、利用者を居宅に復帰させることを目指すことが求められること等にかんがみ、介護保険施設の入退所（介護保険施設相互間の転所を含む。）を円滑にするための取組を推進するため、介護保険施設に関する情報の提供のための体制の整備、介護保険施設相互間の情報の交換のための体制の整備等の介護保険施設相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項を定めることが必要である。

なお、介護給付等対象サービスの適切な利用を促進する方策として

（ナースセンター）事業等も含め、介護給付等対象サービスに従事する者の養成、就業の促進等に関する事項を盛り込むことが望ましい。なお、市町村における多様な事業者の参入を促進する方策の工夫については、都道府県は、市町村に対し、都道府県の区域内に所在する事業者に関する情報を提供する等の支援を行うことが望ましい。

4 介護給付等対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項

介護保険施設においては、利用者がその要介護状態区分等に応じて最も適切な介護を受けることができるよう、利用者の希望を最大限に尊重しながら、利用者を居宅に復帰させることを目指すことが求められること等にかんがみ、介護保険施設の入退所（介護保険施設相互間の転所を含む。）を円滑にするための取組を推進するため、介護保険施設に関する情報の提供のための体制の整備、介護保険施設相互間の情報の交換のための体制の整備等の介護保険施設相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項を定めることが必要である。

なお、介護給付等対象サービスの適切な利用を促進する方策として

、情報の提供並びに相談及び援助を適切に行うことができる体制の整備に関する事項を盛り込むことが必要である。

6 予防給付に係る介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業に関する事項

介護給付等対象サービスの適切な利用を促進する方策として、情報の提供並びに相談及び援助を適切に行うことができる体制の整備に関する事項を盛り込むことが必要である。

また、管内市町村における介護給付等対象サービス及び地域支援事業の実施に関する効果の評価等を行うなど、市町村におけるこれらのサービス又は事業が効果的かつ効率的に実施されるよう、必要な支援に関する事項を盛り込むことが必要である。

7 介護給付等に要する費用の適正化に関する事項

介護給付等に要する費用の適正化のための事業を行う都道府県においては、その事業内容等について定めることが望ましい。

四 その他

1 介護保険事業計画の作成の時期

市町村介護保険事業計画については、平成十八年度からの第二期における介護給付等対象サービス及び地域支援事業の量の見込み等について定めるものであることから、平成十七年度中に作成することが必要である。その際、被保険者としての地域住民に対する介護保険事業の趣旨の普及啓発に資するよう、介護給付等対象サービス及び地域支援事業の量の見込みを中間的に取りまとめることが望ましい。

また、都道府県介護保険事業支援計画については、平成十七年度において、市町村が介護保険事業特別会計に係る予算を円滑に編成することができる時期に作成することが必要である。

、情報の提供並びに相談及び援助を適切に行うことができる体制の整備に関する事項を盛り込むことが必要である。

四 その他

1 介護保険事業計画の作成の時期

市町村介護保険事業計画については、平成十五年度からの第二期における介護給付等対象サービスの量の見込み等について定めるものであることから、平成十四年度中に作成することが必要である。その際、被保険者としての地域住民に対する介護保険事業の趣旨の普及啓発に資するよう、介護給付等対象サービスの量の見込みを平成十四年度前半に中間的に取りまとめることが望ましい。

また、都道府県介護保険事業支援計画については、平成十四年度において、市町村が介護保険事業特別会計に係る予算を円滑に編成することができる時期に作成することが必要である。

2 介護保険事業計画の期間及び見直しの時期

介護保険事業計画は、五年を一期とするものとされているため、第二期介護保険事業計画については、平成十五年度から平成十九年度までを期間として作成することとなる。

また、保険料率は、おおむね三年を通じ財政の均衡を保つものでなければならぬものとされているため、その算定の基礎となる介護保険事業計画については、三年ごとに作成するものとされている。このため、第三期介護保険事業計画については、第二期介護保険事業計画に係る必要な見直しを平成二十年度までに行つた上で、平成二十一年度から平成二十三年度までを期間として作成することとなる。

3 介護保険事業計画の達成状況の点検及び評価

介護保険事業計画については、各年度において、その達成状況を点検し、この結果に基づいて対策を実施することが必要である。この場合においては、高齢者の自立支援効果が現れているか、住み慣れた地域で生活を継続することができているか、在宅サービスと施設サービスのバランスがとれているか等の介護保険事業計画の達成状況を分析し、かつ、評価するための項目を設定する等の工夫を図ることが必要である。

4 介護保険事業計画の公表

市町村は、市町村介護保険事業計画を作成したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出するほか、これを公表することが必要である。

また、都道府県は、都道府県介護保険事業支援計画を作成したときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に提出するほか、これを公表することが必要である。

第三 その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するために必要な事項

2 介護保険事業計画の期間及び見直しの時期

介護保険事業計画は、五年を一期とするものとされているため、第二期介護保険事業計画については、平成十五年度から平成十九年度までを期間として作成することとなる。

また、保険料率は、おおむね三年を通じ財政の均衡を保つものでなければならぬものとされているため、その算定の基礎となる介護保険事業計画については、三年ごとに作成するものとされている。このため、第三期介護保険事業計画については、第二期介護保険事業計画に係る必要な見直しを平成十七年度までに行つた上で、平成十八年度から平成二十二年までを期間として作成することとなる。

3 介護保険事業計画の達成状況の点検

介護保険事業計画については、各年度において、その達成状況を点検し、この結果に基づいて対策を実施することが必要である。この場合においては、寝たきり老人又は認知症老人の数、居宅サービスの利用状況、居宅サービスの利用者の数と施設サービスの利用者の数との割合等の介護保険事業計画の達成状況を分析し、かつ、評価するための項目を設定する等の工夫を図ることが必要である。

4 介護保険事業計画の公表

市町村は、市町村介護保険事業計画を作成したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出するほか、これを公表することが必要である。

また、都道府県は、都道府県介護保険事業支援計画を作成したときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に提出するほか、これを公表することが必要である。

第三 その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するために必要な事項